**令和８年（フ）第２０１号**
福島県いわき市小名浜字林ノ上57番地の６
メゾン内山102、従前の住所福島県いわき市小名浜字吹松13番地の38
債務者　臼澤　圭亮
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

**令和８年（フ）第２０７号**
福島県いわき市平下神谷字馬洗１番地の９
第３双藤コーポＡ102、従前の住所富山県富山市稲荷元町１丁目２番12―102号　プルメリア
債務者　長谷　愛美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

**令和８年（フ）第２１１号**
福島県いわき市勿来町関田西一丁目11番地の４　マイステーション202
債務者　江渡志津香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

**令和８年（フ）第２１２号**
福島県いわき市錦町江栗一丁目20番地
債務者　阿部　　実
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

**令和８年（フ）第２１３号**
福島県双葉郡川内村大字下川内字原25番地の３
債務者　児玉　雅実
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福島地方裁判所いわき支部

**令和８年（フ）第１４５６号**
東京都八王子市大楽寺町576番地１第２新野荘205号
債務者　金田　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１４８４号**
東京都国分寺市戸倉一丁目22番地都営戸倉一丁目アパート８―103
債務者　篠田　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１６１４号**
東京都多摩市鶴牧１丁目11番地の10レジデンスクレイン213
債務者　安藤　桃子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１７１４号**
東京都八王子市緑町952番地10コーポこだま102号
債務者　西城　愛莉
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１７４４号**
東京都府中市清水が丘３丁目32番地の７若草ハイツ102
債務者　小原士美夫
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１７９６号**
東京都府中市本宿町３丁目29番地の４ルミエール本宿四番館103
債務者　髙山　　遥
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１８２２号**
東京都清瀬市下宿二丁目486番地４
債務者　諸根　千秋
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第２００１号**
東京都町田市東玉川学園１丁目３番80号シャトル玉川学園102
債務者　世羅　芳徳
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第２０７５号**
横浜市鶴見区駒岡４丁目21番８―204号
債務者　野里　一成
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２１７５号**
横浜市南区中村町３丁目211番地　横浜市中央浩生館
債務者　大谷　幸司
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２２５６号**
神奈川県大和市福田1807番地６　ポートディスカバリー101
債務者　脇　里奈子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２４３７号**
横浜市中区松影町３丁目10番地５　第三浜松荘326号室
債務者　波田野　彩
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部